

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## オンライン診療料

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美  
 監修：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料

令和元年7月改訂 厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」

### 凡例

告示・通知

オンライン診療指針

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20201113-1098

本資料は、2020年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

# A003 オンライン診療料

内容	点数
届出を行った保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、継続的に対面診療を行っている患者であって、情報通信機器を用いた診療を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、連続する3月は算定できない。 ※医療資源の少ない地域の医療機関及び準ずる地域において、やむを得ない事情により診療の実施が困難な場合、同一の二次医療圏に所在し、届出を行った他の医療機関に依頼し、情報通信機器を用いて初診が行われた場合も算定できる。	71点

## 【主な要件】

●要届出

届出 → 厚生局

●厚生労働大臣が定める患者で継続的に対面診療を行っている患者が対象

●月1回に限り算定可

	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

算定 (Month 4)  
算定 × (Month 27)

●連続する3月は算定不可

10月: オンライン診療料算定  
11月: オンライン診療料算定  
12月: オンライン診療料算定 ×

●初診料、再診料、外来診療料、在宅患者訪問診療料(I)、在宅患者訪問診療料(II)算定月は算定不可

	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

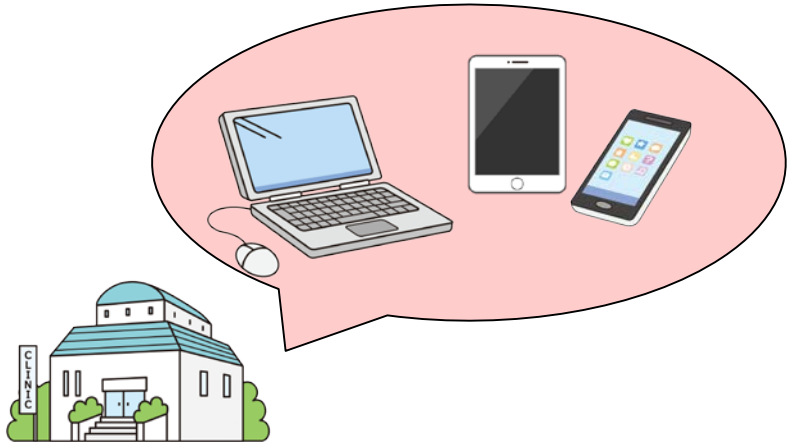
再診料算定 (Month 11)  
オンライン診療料算定 × (Month 27)

●医療資源の少ない地域等の医療機関で、やむを得ない事情(医師の急病時等)による場合は、他の医療機関に依頼し、初診からオンライン診療を行う場合も算定可。

依頼 情報提供 → オンライン診療料届出医療機関

# オンライン診療料の施設基準

(1) オンライン診療指針に沿って  
オンライン診療を行う体制を有すること



(2) 【頭痛患者に対して行う場合】

保険医療機関内に以下のいずれかの医師を配置

- ・脳神経外科又は脳神経内科の経験を5年以上有する医師
- ・頭痛患者に対するオンライン診療に係る研修を終了した医師



脳神経外科又は脳神経内科の  
経験を5年以上有する医師



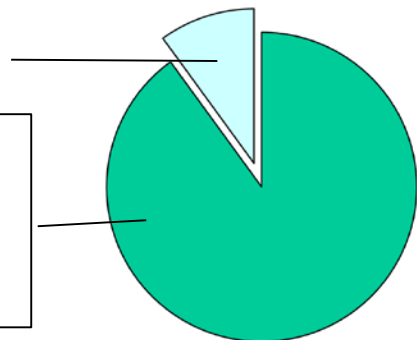
頭痛患者のオンライン診療に係る  
適切な研修を修了した医師



(3) 1月当たりの算定回数の合計に占める  
オンライン診療の割合が1割以下

● オンライン診療料の算定回数

- 再診料(電話再診は除く)
- 外来診療料
- 在宅患者訪問診療料(I)
- 在宅患者訪問診療料(II)  
の算定回数



頭痛患者に対してオンライン診療を行う場合、  
配置医師名を届出様式に記入する

届出時に満たす必要がある基準は(1)(2)のみ。  
(3)は届出後毎月確認を行う基準で、満たさなかった場  
合は届出の取り下げが必要

オンライン診療料の対象となる管理料等を初めて算定した月(慢性頭痛患者は診療した月)から3月以上経過

2020年度改定で追加

- 特定疾患療養管理料
- 小児科療養指導料
- てんかん指導料
- 難病外来指導管理料
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 地域包括診療料
- 認知症地域包括診療料
- 生活習慣病管理料
- 在宅時医学総合管理料
- 精神科在宅患者支援管理料

在宅自己注射指導管理料を算定している下記疾患患者

- 糖尿病
- 肝疾患  
(経過が慢性なものに限る。)
- 慢性ウイルス肝炎



【疑義解釈2020/3/31①】  
片頭痛、緊張型頭痛、群発頭痛、  
三叉神経・自律神経性頭痛等

- 慢性頭痛患者(一次性頭痛)



事前の対面診療



CT又はMRI



血液学検査等

※病状や治療内容が安定しているが、慢性的な痛みにより日常生活に支障を来すため定期的な通院が必要な患者

頭痛患者について、「3月以上」とは一次性頭痛の診断確定後で初診月は含めない

かつ オンライン診療を実施しようとする月の直近3月の間、対象となる疾患について、毎月対面診療を受けている患者

【初診から最短でオンライン診療を開始する場合】

1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
初診	対面	対面	対面	オン診	オン診	対面	オン診	オン診	対面	オン診	オン診

3月の対面診療

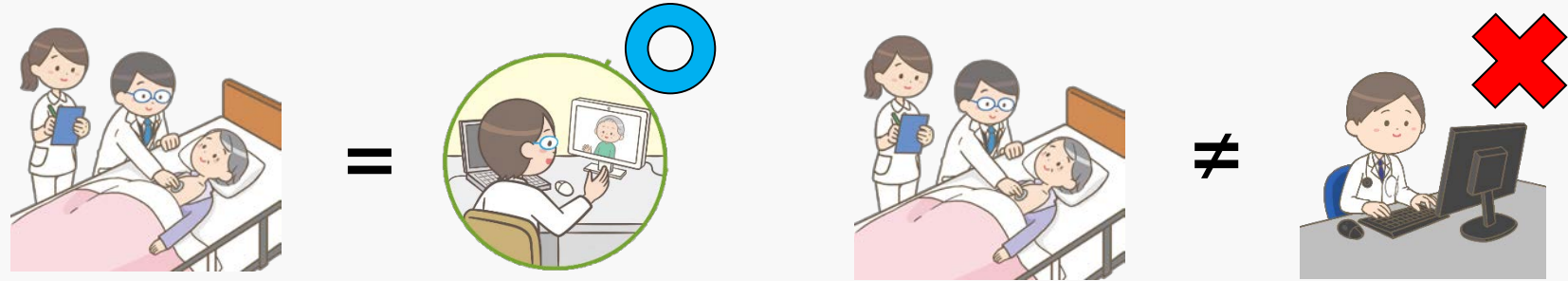
かつ 日常的に通院又は訪問による対面診療が可能な患者

【疑義解釈2020/3/31①】

目安として概ね30分以内に通院または訪問が可能な患者

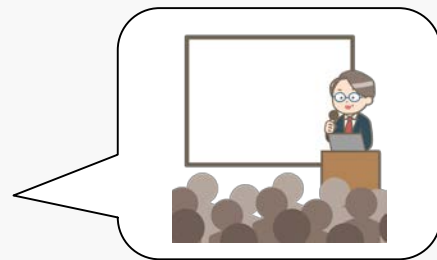
# 医師の要件等

- オンライン診療を行う医師は、対面診療を行った医師と同一のものに限る。



- 頭痛患者に対してオンライン診療を行う医師は、以下のいずれかに限る。

- ・脳神経外科又は脳神経内科の**経験を5年以上**有する医師
- ・頭痛患者のオンライン診療に係る**適切な研修**を修了した医師



脳神経外科又は脳神経内科の  
**経験を5年以上**有する医師

頭痛患者のオンライン診療に係る  
**適切な研修**を修了した医師

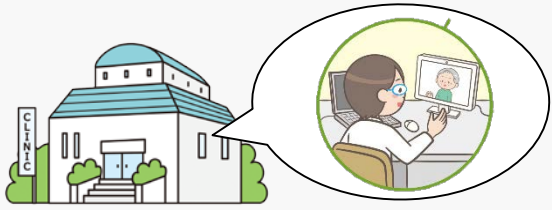
脳神経外科又は脳神経内科の経験を5年以上有する医師により診断が行われた患者を対象とする

- 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に従ってオンライン診療を行う。

厚労省が指定する研修の受講が必要  
(研修申し込みURL) <https://telemed-training.jp/entry>

# オンライン診療を行う場所

- オンライン診療は、当該保険医療機関内において行う。

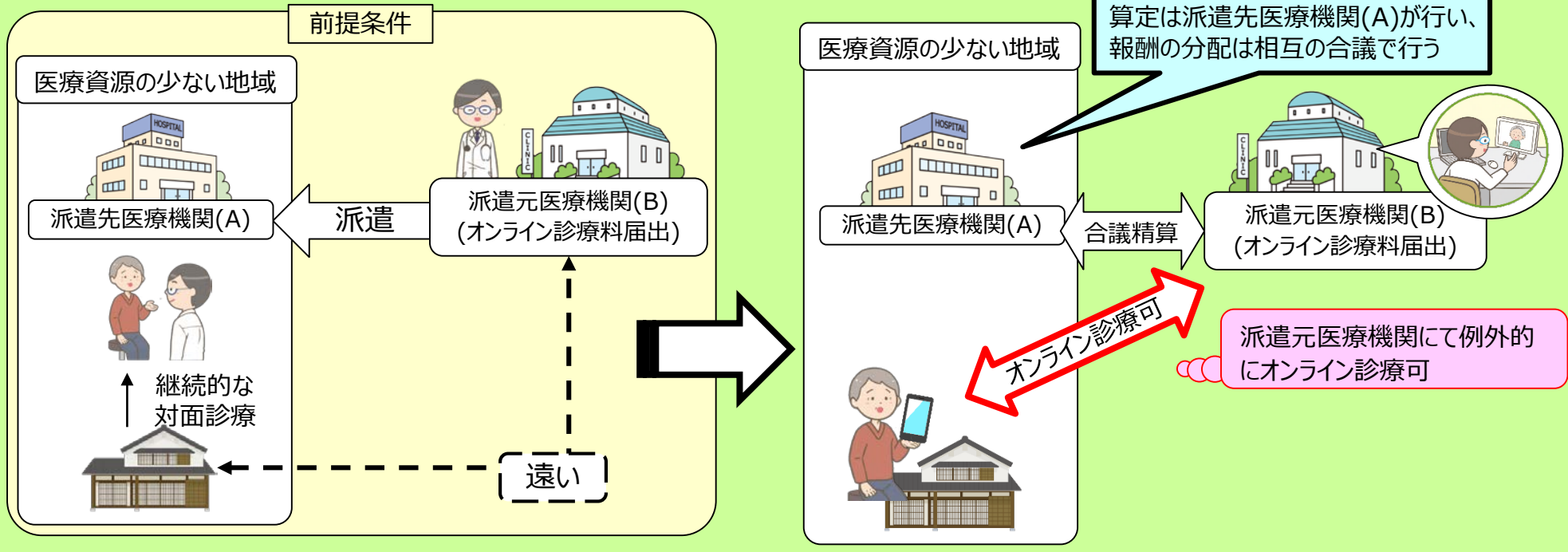


指針では、「必ずしも医療機関においてオンライン診療を行う必要はない」とされているが、オンライン診療料の算定に当たっては算定する医療機関内でオンライン診療を行う必要がある

## 【例外】

医療資源の少ない地域等の保険医療機関又はへき地医療拠点病院においてオンライン診療料の施設基準を届け出た保険医療機関の医師が継続的な対面診療を行っている患者であって、オンライン診療料の算定対象患者に限り、医師の判断により、当該他の保険医療機関内においてオンライン診療を行ってもよい。

医療資源の少ない地域等の保険医療機関又はへき地医療拠点病院で専門的な医療を提供する観点から2020年度改定で例外追加



# 診療計画の作成

- 患者の同意を得たうえで、対面診療と、オンライン診療を組み合わせた診療計画を作成する。  
(当該診療計画に基づかない他の傷病に対する診療では、オンライン診療料は算定できない。)

文書又は電磁的記録により患者が参照できるようにすることが望ましい

**【診療計画記載事項】**

- オンライン診療で行う具体的な診療内容（疾病名、治療内容等）
- オンライン診療と直接の対面診療、検査の組み合わせに関する事項（頻度やタイミング等）
- 診療時間に関する事項（予約制等）
- オンライン診療の方法（使用する情報通信機器等）
- オンライン診療を行わないと判断する条件と、条件に該当した場合に直接の対面診療に切り替える旨
- 得られる情報が限られることを踏まえ、患者が診察に対し積極的に協力する必要がある旨
- 急病急変時の対応方針（自らが対応できない疾患等の場合は、対応できる医療機関の明示）
- セキュリティリスクに関する責任の範囲及びそのとぎれがないこと等の明示

2年間は保存

- 患者の急変時等の緊急時は、原則、当該医療機関が必要な対応を行う。  
(夜間や休日などでやむを得ず対応できない場合については、事前に受診可能な医療機関を患者に説明した上で、当該計画の中に記載しておくこととして差し支えない。)

急に具合が悪くなった場合はすぐに受診してください。時間帯により対応が難しい場合もありますが、その際は★★病院へ受診してください。

**【診療計画】**

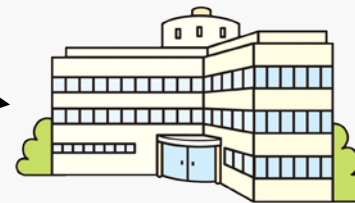
- 急変時に対応できない場合の受診先  
★★病院



← 原則、対応



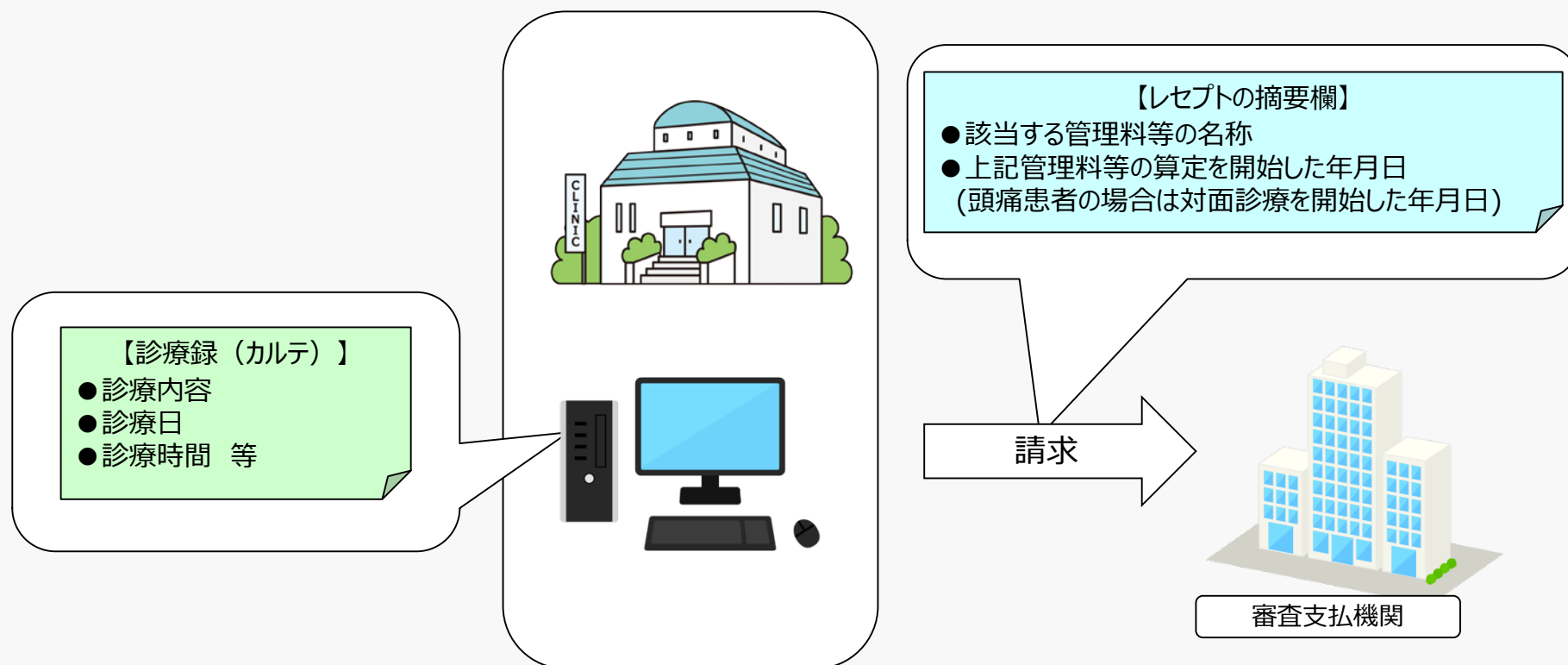
→ やむを得ない場合



★★病院

## 診療録(カルテ)、診療報酬明細書(レセプト)の記載

- 診療計画に沿った計画的なオンライン診療を行った際には、当該診療の内容、診療を行った日、診療時間等の要点を診療録に記載する。
- 診療報酬明細書の摘要欄に、該当するオンライン診療料の対象となる管理料等の名称及び算定を開始した年月日又は頭痛患者に対する対面診療を開始した年月日を記載する。



## 算定上の注意①

- 連続する3月の間に対面診療が1度も行われなない場合は、算定することはできない。

1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
初診	対面	対面	対面	オン診	オン診	対面	○オン診	○オン診	対面 診察なし	×オン診	×オン診

- 対面診療とオンライン診療を同一月に行った場合は、オンライン診療料は算定できない。



11月2日対面診療（再診料）



11月30日オンライン診療料



【疑義解釈2018/7/10⑤】

同一月に対面診療とオンライン診察を行った場合は、オンライン診療料は算定できないが、オンライン診察において投薬を行った場合は、処方料又は処方箋料(加算・減算は適用されない)、薬剤料は算定できる。

- 当該診療計画に基づかない他の傷病に対する診療は、オンライン診療料は算定できない。

【診療計画】

- オンライン診療で行う具体的な診療内容
- ・ 高血圧症

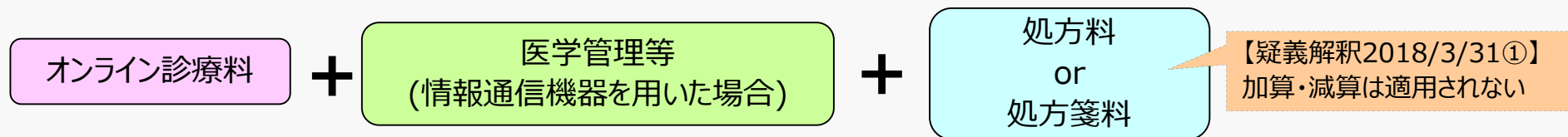


オンライン診療の対象となる疾患は高血圧症ですので、他の気になる症状がありましたら、受診してください。

## 算定上の注意②

- オンライン診療料を算定した同一月に、医学管理等及び在宅療養指導管理料は算定できない。  
(「情報通信機器を用いた場合」の点数は算定可。)
- 投薬の必要性を認めた場合は、処方料又は処方箋料を別に算定できる。  
オンライン診療時の投薬は、原則、対面診療時と同一の疾患又は症状に対して行う。

医療資源の少ない地域等  
における場合は例外あり



- 予約に基づく診察による特別の料金の徴収はできない。
- 情報通信機器の運用に要する費用については、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として別途徴収できる。



次回は◎月×日の△時から、オンライン診療を行います。  
予約制ですので、予約料をいただきます。

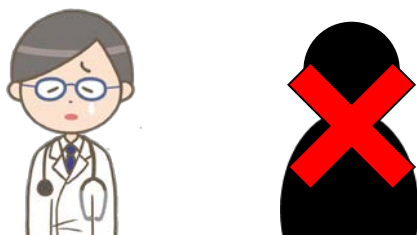
基本診療料の施設基準等「別表第6の2」で定める  
医療資源の少ない特定地域

「へき地保健医療対策事業について」に規定する  
無医地区又は無医地区に準ずる地域

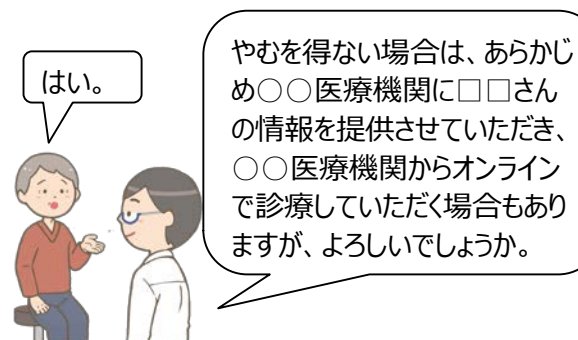
- やむを得ない場合に、他の保険医療機関が初診からオンライン診療を行う場合は、患者1人につき月1回に限り、オンライン診療料を算定できる。

## 【要件】

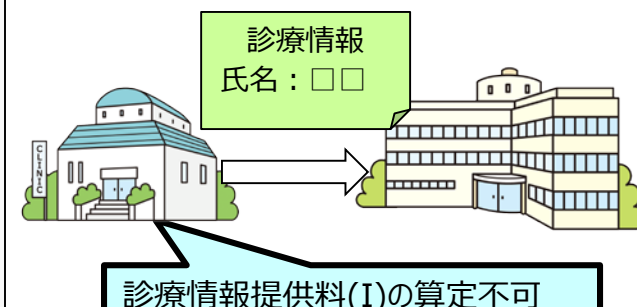
- ・医師の急病時等で、代診を立てられないこと等により患者の診療継続が困難となる場合



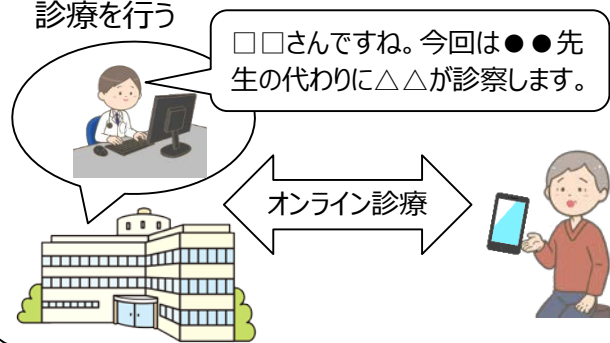
- ・患者の同意を得る



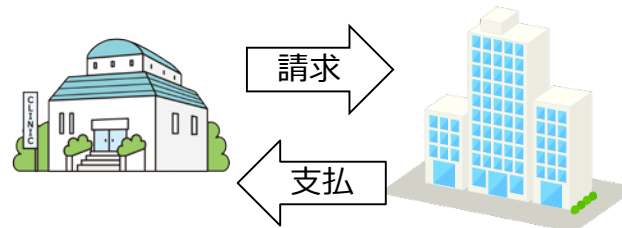
- ・同一の二次医療圏内の他の保険医療機関にあらかじめ診療情報の提供を行う



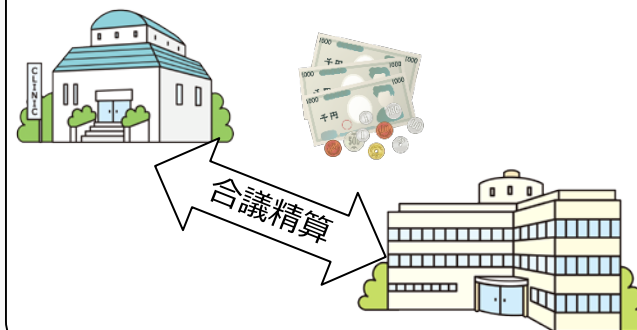
- ・情報提供を受けた保険医療機関(要オンライン診療料の届出)の医師が初診からオンライン診療を行う



- ・請求は診療情報の提供を行った保険医療機関が行う



- ・報酬の分配は相互の合議で行う



## 医療資源の少ない地域等の取扱い②

- 速やかな受診が困難な患者に対して、発症が容易に予測される症状の変化と対応方針についてあらかじめ診療計画に記載している場合に限り、医師の判断により、当該症状の変化に対して医薬品を処方してもよい。

